

日本海学研究グループ支援事業の募集について

1 事業の目的

日本海学研究グループ支援事業は、個人、グループ又は団体が実施する日本海学に関する研究活動及び普及活動を支援することにより、日本海学に関する活動を活発化して、日本海学の振興を図ることを目的としています。

2 事業の概要

日本海学推進機構(以下「機構」という。)は、個人、グループ又は団体から、日本海学に関する研究及び普及を行う事業の計画を募集します。

機構は、日本海学研究グループ支援事業審査会(以下「審査会」という。)において応募事業を審査し、採用事業を選定します。

(1) 対象となる事業

日本海学に関する事業で、次のいずれかに該当し、国、地方公共団体、公益法人から助成事業に採択されていないものを対象とします。

ア 研究事業

環日本海地域の自然環境、交流、文化、危機と共生に関する研究

日本海及び環日本海地域に視点を当てたものであれば、自然科学、人文科学、社会科学等、分野を問いません。複数年にわたる研究については、3年以内に限り助成対象とします。

イ 普及活動事業

日本海学に関する講演会、シンポジウム、出版等の普及活動

ウ 特別奨励事業

ア、イいずれかの分野でこれまでに本助成事業に採択され、その助成期間が終了した事業で、日本海学の振興に大きく貢献する実績を残し、今後も発展が期待されるもの。複数年にわたる場合は、2年以内に限り助成対象とします。

(2) 応募対象者

対象者は、個人、グループ又は団体で、富山県内に住所を有するか否かは問いません。(ただし、草の根的な活動を支援するという事業の趣旨に鑑み、大学准教授以上の応募はご遠慮ください。)

(3) 対象となる経費

対象となる経費は、事業を実施するために必要な謝金、旅費、賃金、資材等購入費、資料等印刷費、通信運搬費、会場借上料、会場設営費、広告宣伝費、消耗品費等とします。

なお、資材等購入費のうち、備品（1品当たり5万円以上かつ耐用年数5年以上のものの合計）の購入については、その合計額が総事業費の3分の1以下とします。

3 助成金額

上限50万円（概ね総事業費の1/2程度で審査会で決定）

4 事業の流れ

(1) 応募

助成を希望される個人、グループ、団体から、研究事業又は普及事業の事業計画を提出していただきます。

(2) 事業の選定

応募のあった事業から、提出書類による書面審査及び審査会のヒアリングなどにより選考を行います。応募者には、審査会に出席して企画内容を説明していただくことを予定しております（応募多数の場合には書類による一次選考のうえヒアリングを実施します。）。なお、ヒアリングにおいていただく際の旅費は支給いたしませんのでご了承ください。

また、選定にあたっては、希望された助成金額を変更したり、条件を付する場合があります。

選定後、機構から、応募された方に対し速やかに採否を通知いたします。

(3) 交付申請

採用の通知を受けられた方から、助成金交付申請書を（公財）とやま国際センター代表理事に提出していただきます。これに基づき、助成金の交付決定を行いますので、この時点から事業を実施していただきます。

(4) 助成金の交付

助成金は、原則として事業完了後に交付しますが、特別な事情があり事業完了前の概算での支払いが必要な場合には、機構事務局にご相談下さい。

また、研究事業については3年、特別奨励事業については2年までそれぞれ継続助成を認めますが、事業期間が1年を超えるものは、各年度毎に採否を決定し助成金を交付します。

(5) 事業の完了

事業完了後30日以内又は事業実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、事業実績報告書並びに支出証拠書類（領収書等）を提出していただきます。

これに基づき検査等を行い、完了を確認の上、助成金額を支払います。

(6) 成果の公表

事業成果は、機構が主催する発表会（次年度6月頃予定）やホームページへの掲載などの形で公表させていただきます。そのため、前述の事業実績報告書を提出いただく際に、その成果を一般公開用にまとめたホームページ掲載用データを併せて提出していただきます。同データは、word等のファイル形式（A4で5枚程度、写真等の画像データを使用いただいても結構です。）でUSBメモリ等の媒体に保存した状態で提出してください。

5 著作権の取扱い

事業の実施により作成された著作物等の著作権については、日本海学の普及のための著作物やホームページへの掲載に際して、無償での使用を許諾していただきます。

6 応募の方法

応募にあたっては、以下の書類を機構に持参又は郵送で **令和5年7月20日（木）（当日必着）までに提出** して下さい。

（提出書類）

- ・令和5年度日本海学研究グループ支援事業への応募について（様式第1号）
- ・日本海学研究グループ支援事業計画書（様式第2号）
- ・日本海学研究グループ支援事業収支予算書（様式第3号）
- ・その他事業の内容のわかるもの（様式任意）

（添付書類）

- ・グループ、団体の場合は、規約、構成員名簿並びに総会資料等事業内容及び収支の状況が分かる書類

7 書類の記載方法

- ・書類の記載にあたっては、簡潔かつ要領よく記載してください。必要に応じて、別に図面、表等を添付いただいても結構です。
- ・提出していただいた書類の返却には応じかねますので予めご了承ください。
本申請書に記載された個人情報、申請者の確認や、やむをえない事情により、審査会の日時、会場等の変更があった場合にその連絡を行うため、当事業に必要な書類を送付するために提出していただくものです。それ以外の目的では使用しません。

書類の送付・問い合わせ先

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 日本海学推進機構
富山県生活環境文化部国際課内

Tel : 076(444)3156 Fax : 076(444)9612

E-mail adm@nihonkaigaku.org

<http://www.nihonkaigaku.org>

日本海学研究グループ支援事業の流れ

